

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 用語の定義	3
第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類等	3
第3条 オープンコンピュータ通信網サービスの種類	3
第4条 オープンコンピュータ通信網サービスの通信モード	4
第3章 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	4
第5条 第2種契約の単位	4
第6条 加入者回線の終端	4
第7条 加入者回線の収容	4
第8条 第2種契約申込みの方法	4
第9条 第2種契約申込みの承諾	4
第10条 最低利用期間	5
第11条 通信又は保守の態様による細目の変更	5
第12条 電子メールの利用	5
第13条 その他の第2種契約内容の変更	5
第14条 第2種契約に基づく権利の譲渡	5
第15条 特定協定事業者の契約の解除等に伴う第2種契約の扱 い	5
第4章 通信	6
第16条 料金適用上必要な事項の測定等	6
第5章 料金等	7
第17条 料金等の支払義務	7
第18条 定額利用料等の支払義務	7
第19条 同上	8
第20条 利用料等の支払義務	9
第21条 請求書等の発行に関する料金の支払義務	10
第6章 雑則	10
第22条 第2種契約者からの通知	10
別記	
1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無 線装置の提供	12
2 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無 線装置の販売	12
3 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設 備の販売	12
料金表	14
通則	14
第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)	18
第1 利用料金	18
第2 手続きに関する料金	76
第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を 除きます。))	77
第3表 附帯サービスに関する料金	80
第1 端末機器使用料	80

第2 特定加入者回線に係る屋内配線利用..... 81

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 IP通信網サービス契約約款共通編（以下「共通編」といいます。）第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりオープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。）を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第2種契約	当社から別冊に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
2 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
3 他社接続モバイルデータ通信利用回線	当社が別に定める特定協定事業者の契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みます。） (注) 本欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、次のものとします。 (1) モバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】 (2) EMOBILE通信サービス契約約款(EMOBILE LTE編)に準じるもの（この場合において、本約款に定める「契約者」を当社とし、本約款に基づいて提供される電気通信サービスのうち無線IPアクセスサービスを除いたもの）
4 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
5 モバイルアクセス	IP通信網契約に基づいて当社（当社が別に定める契約事業者を含みます。）の無線基地局設備とIP通信網契約者が指定する移動無線装置（当社が指定するものに限ります。）との間に設定される電気通信回線 (注) 本欄に規定する当社が別に定める契約事業者は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとします。
6 契約者カード	1のモバイルアクセス番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース3のプラン1、タイプ6-2又はタイプ6-3を使用するものに限ります。）の提供のために契約者に貸与するもの

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類等

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
1 第2種オープ	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供す

ンコンピュータ 通信網サービス	る I P 通信網サービス（タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 7 を除きます。）並びに利用回線、D S L 回線、光アクセス回線、加入者回線、移動利用回線又はモバイルアクセスを使用して提供する I P 通信網サービスであって、第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 4 種オープンコンピュータ通信網サービス及び第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
--------------------	--

（オープンコンピュータ通信網サービスの通信モード）

第 4 条 オープンコンピュータ通信網サービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内 容
データモード	符号又は映像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

第 3 章 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第 2 種契約の単位）

第 5 条 当社は、共通編第 8 条（I P 通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、加入者回線等 1 回線ごとに 1 の第 2 種契約を締結します。この場合、第 2 種契約者は、1 の第 2 種契約につき 1 人に限ります。

（加入者回線の終端）

第 6 条 当社は、第 2 種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第 2 種契約者と協議します。

（加入者回線の収容）

第 7 条 加入者回線は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の I P 通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第 2 種契約申込みの方法）

第 8 条 共通編第 9 条（I P 通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第 2 種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項等について当社が指定する方法により第 2 種契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目
- (2) 利用回線、D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (3) D S L 回線（料金表第 1 表（料金）に規定するタイプ 2 のコース 1 及びコース 1 - 2 に係るものを除きます。以下この節において同じとします。）に係る終端の場所
- (4) D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（特定協定事業者の契約約款及び料金表（D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）に規定する事項のうち、当社が第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項に限り。）
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第 2 種契約申込みの承諾）

第 9 条 当社は、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項のほか、次

に規定する場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種契約の申込みをした者が、DSL回線について特定協定事業者と契約を締結している者同一の者とならないとき。

(2) そのDSL回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(注) 当社が別に定める自営端末設備を利用している第2種契約者は、当社が必要と判断した第2種オープンコンピュータ通信網サービスを提供する上で必要なソフトウェアの更新等についてあらかじめ承諾していただきます。

なお、その際、IP通信網サービスを一時的に利用できない場合があります。

(最低利用期間)

第10条 共通編第11条(最低利用期間)に規定する最低利用期間として第2種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 第2種契約者は、前項の最低利用期間内に第2種契約の解除又は料金表第1表に規定する通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第11条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4、コース2及びコース3を除きます。)は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第9条(第2種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(電子メールの利用)

第12条 第2種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、電子メールを利用することができるものとします。

(その他の第2種契約内容の変更)

第13条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第8条(第2種契約申込みの方法)第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条(第2種契約申込みの承諾)及び共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第2種契約に基づく権利の譲渡)

第14条 当社は、共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)第1項及び第2項の規定により第2種利用権(第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン4を除きます。)が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次に規定する場合を除いて、これを承認します。

(1) 第2種利用権を譲り受けようとする者が、利用回線、DSL回線、光アクセス回線又は他社接続モバイルデータ通信利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者同一の者とならないとき。

(2) その譲渡について、DSL回線に係る特定協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(3) その第2種契約に基づく契約において、契約に基づく権利の譲渡が認められていないとき。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)

第15条 当社は、第2種契約者からその第2種契約に係るDSL回線、光アクセス

回線又は他社接続モバイルデータ通信利用回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除します。

ただし、第2種契約者がDSL回線、光アクセス回線又は他社接続データ通信利用回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第2種契約者から第2種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第2種契約者とその第2種契約に係るDSL回線、光アクセス回線又は他社接続データ通信利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、特定協定事業者からその第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン7及びメニュー2のプラン4に係るものに限り。）に係る光アクセス回線について、契約の解除の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除します。

（当社が行うIP通信網契約の解除）

第15条の2 当社は、共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）に定めるところにより第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン4に係るものに限り。）の解除を行ったとき、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスがある同一の建物内の第2種契約についても解除する場合があります。

2 当社は、前項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

（利用停止に伴う第2種契約の扱い）

第15条の3 当社は、共通編第24条（利用停止）に定めるところにより第2種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン4に係るものに限り。）の利用停止を行ったとき、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスがある同一の建物内の第2種オープンコンピュータ通信網サービスについても利用を中断する場合があります。

2 当社は、前項の規定により、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスを中断しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

3 当社は、特定協定事業者からその第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン7及びメニュー2のプラン4に係るものに限り。）に係る光アクセス回線について、利用停止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約の利用を停止します。

第4章 通信

（料金適用上必要な事項の測定等）

第16条 次に掲げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- (1) ダイアルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
- (2) 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
- (3) ポータブルIPアクセスからアクセスポイントへの接続時間
- (4) ダイアルアウトに係る接続時間
- (5) ダイアルアップアクセス回線からオープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線、加入者回線等又はDSL回線への接続時間

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース1に係るものに限り。）に係る課金対象パケットの情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

(通信利用の制限等)

第16条の2 共通編第26条（通信利用の制限等）のほか、第2種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース3のプラン1、タイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。）は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合があります。）があります。

2 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6のコース3のプラン1、タイプ6-2及びタイプ6-3に係るものに限ります。）に係る通信について、次の措置をとることがあります。

(1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

(2) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

(3) 当社が定めるソフトウェア、通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(4) 通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がIP通信網サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断する措置

3 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス契約者が（タイプ6のコース3のプラン1及びタイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン1に係るものに限ります。）が1の料金月に行った通信におけるパケットの数が当社所定の基準を超過した場合には、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。

4 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス契約者が（タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン2に係るものに限ります。）が1暦日に行った通信におけるパケットの数が当社所定の基準を超過した場合には、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。

第5章 料金等

(料金等の支払義務)

第17条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する料金等の支払い義務として、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いは第18条から第21条のとおりとします。

(定額利用料等の支払義務)

第18条 第2種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1（コース1のプラン5を除きます。）及びタイプ6のコース1のプラン1に係る者を除きます。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社がIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、第2種契約者は、その期間中の定額利用料等の支

払いを要し、第22条（第2種契約者からの通知）第3項に規定するIP通信網サービスへの接続が出来ないときは、契約者は、そのIP通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、第2種契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第2種契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間（共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについての料金
3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第2種契約者の都合によりIP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
4 IP通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第19条 第2種契約者（第18条（定額利用料等の支払義務）第1項の当社が別に定める者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7を除きます。）に限ります。以下この条において同じとします。）は、ダイヤルアップ回線（当社が別に定める

ものに限ります。)からアクセスポイントに接続して行った通信について、当社が測定した接続通信時間(その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 第2種契約者は、前項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3 1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注) 本条第1項が規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、料金表第1表(料金)に規定する特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスとします。

(利用料等の支払義務)

第20条 第2種契約者(第18条(定額利用料等の支払義務)第1項に規定する第2種契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社がIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、第2種契約の解除があった日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。)について、当社が測定した接続通信時間(その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)、パケットの情報量(その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係るパケットの情報量を含みます。)と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金(以下「利用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、料金表第1表(料金)に定める利用料の基本額及び付加機能利用料(ポータブルIPアクセス機能に係る付加機能利用料を除きます。)については、その第2種契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日を含む料金月の料金の支払いを要しません。(ただし、提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合を除きます。)

また、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その第2種契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合及びDSL回線の区間(共	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金(利用料の加算額を除きます。)

<p>通編別記 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。)において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金 (利用料の加算額を除きます。)</p>
<p>3 I P 通信網サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金 (利用料の加算額を除きます。)</p>

3 第 2 種契約者は、利用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第 2 種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める理由は、DSL 回線に係る共通編別記 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する DSL 方式に起因する事象によるものとします。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第 21 条 第 2 種契約者 (タイプ 3 のコース 1 のメニュー 2 のプラン 4 を除きます。)は、第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務の支払いにおいて請求書又は口座振替 (口座振替通知書の発行を要するものに限ります。)によって支払うときは、料金表第 1 表 (料金) に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

第 6 章 雑則

(第 2 種契約者からの通知)

第 22 条 第 2 種契約者は、接続契約者回線等、DSL 回線 (当社が別に定めるものを除きます。)又はデータ利用回線について、第 8 条 (第 2 種契約申込みの方法) に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

2 第 2 種契約者は、特定協定事業者 (当社が別に定める者に限ります。以下本条において同じとします。)の提供する光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限り、特定加入者回線に係るものを除きます。)について、特定協定事業者が特定協

定事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行った場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

3 第2種契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、IP通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるDSL回線は、料金表第1表(料金)に規定するタイプ2のコース1及びコース1-2に係るDSL回線とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

(1) 接続契約者回線等、DSL回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

(2) 接続契約者回線等、DSL回線又はデータ利用回線に係る契約の解除

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(注4) 本条第2項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものとします。

特定協定事業者の契約約款の名称	サービス名称
IP通信網サービス契約約款	IP通信網サービス(メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1若しくはプラン3-1又はメニュー5-2のI型の100Mb/s品目のものに限ります。)

別記

1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の提供

- (1) 当社は、第2種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース2のプラン1、タイプ6-2又はタイプ6-3（コース1のメニュー1のプラン1に係るものに限ります。以下、1において同じとします。）に係る者に限ります。以下、1において同じとします。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置を料金表第1表に規定するタイプ6-2及びタイプ6-3に係るものについては、当社から提供し、又は料金表第1表に規定するタイプ6のコース2のプラン1に係るものについては、当社が別に定める特定協定事業者から提供します。この場合、第2種契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 移動無線装置を配送するために必要な住所等に関する情報は、第2種契約者から提供していただきます。
- (3) 第2種契約者は、移動無線装置を善良な管理者の注意をもって使用し又は保管していただきます。
- (4) 第2種契約者が移動無線装置を亡失又はき損等により使用することができなくなったときは、当社にその補充、修繕等の請求をしていただきます。
- (5) 第2種契約者は、(3)の規定に違反して移動無線装置を亡失又はき損等により使用することができなくなったときは、当社又は当社が別に定める特定協定事業者が指定する期日までにその補充、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- (6) 第2種契約者（料金表第1表に規定するタイプ6のコース2のプラン1に係る者に限ります。）は、本契約が解除となった場合、速やかに当社に対して移動無線装置の廃止の請求を行うものとします。
- (7) 第2種契約者（料金表第1表に規定するタイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。）は、その第2種契約の解除があったとき、その移動無線装置を当社が指定する方法によりIP通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (8) (1)から(7)に規定するほか、移動無線装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売

当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース1のプラン1、コース2のプラン2及びコース3のプラン1に係るものに限ります。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置を当社から販売します。この場合において、販売する移動無線装置の販売価格及びその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

3 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の販売

- (1) 当社は、第2種契約者（料金表第1表（料金）の第1（利用料金）の1-1（適用）の(4)のイに規定する者に限ります。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る加入者回線等に接続可能な端末設備（備品等を含みます。以下、3において同じとします。）を販売します。この場合において、販売する端末設備の機種及び販売価格は、当社が別に定めるところによります。
- (2) 当社が販売した端末設備については、当社が別に定める保証書により、引渡し日（郵送等で引き渡す場合は、当社が指定する日とします。）から1年間は無料で修理します。

ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。

ア その故障が、第2種契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。

イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。

ウ その他当社が別に定める保証書に規定された事由により故障が発生したとき。

- (3) (1)及び(2)に規定するほか、端末設備の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については共通編第34条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

4 契約者カードの貸与

- (1) 当社は、第2種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース3のプラン1、タイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。以下4において同じとします。）へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は、1の第2種契約者につき1とします。
- (2) 第2種契約者は、契約者カードを善良な管理者の注意をもって使用し又は保管していただきます。
- (3) 第2種契約者が契約者カードを亡失又はき損等により使用することができなくなったときは、当社にその補充、修繕等の請求をしていただきます。
- (4) 第2種契約者は、(3)の規定に違反して契約者カードを亡失又はき損等により使用することができなくなったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- (5) 契約者カードの貸与を受けている第2種契約者は、その第2種契約の解除があったとき、その契約者カードを当社が指定する方法によりIP通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (6) (1)から(5)に規定するほか、契約者カードに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 利用料金については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、第2種契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、請求書等の発行に関する料金の場合及び当社が必要と認める場合は料金月によらず随時に計算します。

- 3 当社は、第18条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その定額利用料等を日割することとし、その他の場合については、その定額利用料を日割しません。

(注) 3に規定する当社が別に定めるものは、利用料、定額利用料、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額、ポータブルIPアクセス機能に係る付加機能利用料とします。

- 4 当社は、利用料金の基本額及び請求書等の発行に関する料金については、日割しません。

ただし、第20条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときは利用料の基本額をその利用日数に応じて日割します。

- 5 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、4の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第18条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金及び第20条（利用料等の支払義務）の2の3第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 6 利用料金のうち利用料及びデータ通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ第2種契約者の同意を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 第2種契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9及び10の規定にかかわらず、第2種契約者の同意（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件としてあらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 13 第18条(定額利用料等の支払義務)、第19条(定額利用料等の支払義務)、第20条(利用料等の支払義務)、第21条(請求書等の発行に関する料金の支払義務)、共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(高額利用割引)

- 15 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下15において「高額利用割引」といいます。)を行います。

ア そのIP通信網契約(臨時第3種契約、第4種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング、第3種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第7種ホスティング契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、データ発信契約、第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約、第4種シェアードIP-PBX契約、第5種シェアードIP-PBX契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約並びに別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。))に定める長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下15において同じとします。)の料金(次のA又はBに掲げる料金とします。)の額が100万円(105万円)を超えるとき。(イに該当する場合を除きます。)

A 定額利用料(第1表(料金)第1(利用料金)1(第2種契約に係るもの)1-1(適用)の表の(9)、(10)及び(11)欄の適用による場合は、適用した後の定額利用料(アクセス回線料の加算額を除きます。)とします。以下15において同じとします。)

B 利用料(第1表第1の1(第2種契約に係るもの)1-1(適用)の表の(9)欄及び(12)欄の適用による場合は、適用した後の利用料とします。以下15において同じとします。)

イ 契約者(臨時第3種契約者、第4種契約者、第8種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第

4種ホスティング契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第7種ホスティング契約者、第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者、データ発信契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者、第5種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者及び第3種ドットフォン契約者を除きます。以下15において同じとします。) からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群 (契約者が指定する2以上のIP通信網契約 (その契約者と同一名義のものに限ります。以下15において同じとします。) 又はIP通信網契約及び当社の他の電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。以下15において同じとします。) に係る契約 (その契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下15において同じとします。) により構成されるものをいいます。以下15において同じとします。) の料金額 (高額利用指定回線群を構成するIP通信網契約の料金 (アのA及びBに掲げる料金並びにオープンコンピュータ通信網サービスの着信課金通信に係るデータ通信料とします。以下15において同じとします。) 又はIP通信網契約の料金及び当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金 (その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下15において同じとします。) の合計額をいいます。以下15において同じとします。) が100万円 (105万円) を超えるとき。

割引額	ア イ以外の場合	1の高額利用指定回線群の料金額 (アに規定する1のIP通信網契約の料金の額を含みます。) に、次表に規定する割引率を乗じて得た額							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>高額利用指定回線群の料金額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円 (105万円) を超え500万円 (525万円) までの部分</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>500万円 (525万円) を超え3,000万円 (3,150万円) までの部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 (3,150万円) を超える部分</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table>	高額利用指定回線群の料金額	割引率	100万円 (105万円) を超え500万円 (525万円) までの部分	3%	500万円 (525万円) を超え3,000万円 (3,150万円) までの部分	5%	3,000万円 (3,150万円) を超える部分
高額利用指定回線群の料金額	割引率								
100万円 (105万円) を超え500万円 (525万円) までの部分	3%								
500万円 (525万円) を超え3,000万円 (3,150万円) までの部分	5%								
3,000万円 (3,150万円) を超える部分	7%								
	イ 高額利用指定回線群に当社の他の電気通信サービスに係る契約を含む場合	<p>次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{1の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額} \times \text{その高額利用指定回線群の料金額 (IP通信網契約に係る料金に限ります。)}}{\text{その高額利用指定回線群の料金額}}$							

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。)) に定める長期高額利用割引又は当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引のうち、契約者が指定する高額利用割引の割引額に加算するものとして扱います。

ただし、その端数の取扱いについて、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) 割引率の計算は、料金月単位で行います。

- (4) 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。
- (5) 当社は、契約者から、その高額利用指定回線群に新たに I P 通信網契約（当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下(5)において同じとします。）を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している I P 通信網契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する I P 通信網契約として取り扱います。
- (6) (4)及び(5)に規定するほか、料金月の初日以外の日において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。））に定める長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、高額利用指定回線群を構成する I P 通信網契約を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その I P 通信網契約について、その料金月の初日に高額利用割引の廃止又は高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- (7) (4)から(6)に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその I P 通信網契約の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- (8) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する I P 通信網契約の 1 契約当たりの料金の額を確定する必要があるときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\text{I P 通信網契約の 1 契約当たりの料金の額} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。)} \times \text{高額利用割引適用前のその I P 通信網契約の料金の額}}{\text{高額利用割引適用前的高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。)}} \times \text{高額利用割引適用前的高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。)}$$

- (9) (8)の場合において、高額利用割引適用後的高額利用指定回線群の料金額（I P 通信網契約に係る料金に限ります。）からその高額利用指定回線群を構成するすべての I P 通信網契約について(8)の算式により算出した 1 契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を契約者が指定する 1 の I P 通信網契約（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の料金の額に加算するものとします。
- (注) 15の(1)に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、I P 伝送サービスとします。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容														
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 555 839 607">区 別</th> <th data-bbox="839 555 1281 607">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 607 839 835">タイプ1</td> <td data-bbox="839 607 1281 835">ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線及び特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 835 839 1023">タイプ2</td> <td data-bbox="839 835 1281 1023">ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、DSL回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1023 839 1283">タイプ3</td> <td data-bbox="839 1023 1281 1283">ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができる（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7を除きます。）とともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1283 839 1507">タイプ6</td> <td data-bbox="839 1283 1281 1507">他社接続モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線及びダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1507 839 1767">タイプ6-2</td> <td data-bbox="839 1507 1281 1767">ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るもの）に限り、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るもの）を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1767 839 2022">タイプ6-3</td> <td data-bbox="839 1767 1281 2022">ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るもの）に限り、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るもの）を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線及び特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）	タイプ2	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、DSL回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができる（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7を除きます。）とともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ6	他社接続モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線及びダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	タイプ6-2	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るもの）に限り、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るもの）を使用して通信を行うことができるもの	タイプ6-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るもの）に限り、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るもの）を使用して通信を行うことができるもの
	区 別	内 容													
	タイプ1	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線及び特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）													
	タイプ2	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、DSL回線を使用して通信を行うことができるもの													
	タイプ3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができる（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7を除きます。）とともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの													
	タイプ6	他社接続モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線及びダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの													
	タイプ6-2	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るもの）に限り、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るもの）を使用して通信を行うことができるもの													
タイプ6-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るもの）に限り、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るもの）を使用して通信を行うことができるもの														

タイプ7	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、主としてポータブルIPアクセスを利用してIP通信網へ通信を行うものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの	
<p>備考</p> <p>1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は契約者回線等との間で行うことができます。 この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2 この備考の1に規定するほか、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。</p> <p>3 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。</p> <p>4 細目の変更があった場合の変更後の細目の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>5 第2種契約者は、固定型パケットフィルタリング（その第2種契約者に係るDSL回線へその第2種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容が当社指定のものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにすることをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>6 固定型パケットフィルタリングは、タイプ2に係る第2種契約者に限り提供します。 (注) この備考の2に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、IP伝送サービス契約約款とします。</p> <p>7 タイプ6-2、タイプ6-3及びタイプ7のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。 (注) 備考7に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約に係るものとし</p>		
事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称

東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 7 および無線アクセス機能（フレッツ・スポット）に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 6 および無線アクセス機能（フレッツ・スポット）に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

(2) タイプ 1 の区分に係る料金の適用

ア タイプ 1 には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース 1	コース 2 以外のもの
コース 2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合に、当社の提供区間と特定協定事業者（共通編別記 2 の(1)及び当社が別に定める特定協定事業者に限ります。以下(2)欄において同じとします。）の提供区間とを合わせて当社がその第 2 種契約に係る利用料を設定するもの（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）

(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、ソフトバンクテレコム株式会社とします。

イ コース 1 には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン 1	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が 4 時間までの場合（累計時間が 0 の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4 時間を超える場合は 4 時間を超える 1 分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン 2	利用料について接続通信時間の料

	金月単位での累計時間が15時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、15時間を超える場合は15時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が40時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40時間を超える場合は40時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン4	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5	接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。
プラン6	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が0時間までの場合は基本額のみを適用し、0時間を超える場合は0時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン7	特定ダイヤルアップ回線から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
プラン8	特定ダイヤルアップ回線（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。

備考

- 1 プラン5については、利用回線を使用して通信を行うことができます。
- 2 プラン7及びプラン8に規定する株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのFOMA契約に係る特定ダイヤルアップ回線は、パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限ります。
- 3 当社は、プラン2、プラン3、プラン4、プラン7に係る申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。
- 4 第2種契約者は、プラン2、プラン3、プラン4、プラン7の区分への変更の請求を行うことはできません。
- 5 プラン7については、ダイヤルアップ回線から従量制アクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が3時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、3時間を超える場合は3時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
- 6 プラン8のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。

(注) 備考6に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約に係るものとします。

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー7および無線アクセス機能（フレッツ・スポット）に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー6および無線アクセス機能（フレッツ・スポット）に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款

ウ コース2には、次の区分があります。

区 分	内 容
-----	-----

<p>プラン 1</p>	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間が1時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、1時間を超える場合は1時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>
<p>プラン 2</p>	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間が3時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、3時間を超える場合は3時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>
<p>プラン 3</p>	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>

プラン 4	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>	
プラン 5	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4時間を超える場合は4時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>	
<p>備考</p> <p>1 当社は、プラン3、プラン4、プラン5に係る申込みがあったとしても、この申込を承諾しません。</p> <p>2 第2種契約者は、プラン3、プラン4、プラン5の区分への変更の請求を行うことはできません。</p> <p>3 プラン5のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。</p> <p>(注) 備考3に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約に係るものとします。</p>		
事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称

東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 7 および無線アクセス機能（フレッツ・スポット）に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 6 および無線アクセス機能（フレッツ・スポット）に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

エ 第 2 種契約者は、タイプ 1 に係る区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(3) タイプ 2 の区分に係る料金の適用

ア タイプ 2 には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース 1	当社の提供区間についてその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するもの
コース 1 - 2	当社の提供区間についてその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するものであって、料金表第 1 表第 1 の 1 - 1（適用）の表の(17)欄に限定しているもの
コース 2	当社の提供区間と D S L 回線に係る共通編別記 2 の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するもの（D S L 回線に係る共通編別記 2 の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
コース 2 - 2	当社の提供区間と D S L 回線に係る共通編別記 2 の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するもの（D S L 回線に係る共通編別記 2 の(1)

及び(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。)であって、コース2以外のもの

備考

- 1 コース1及びコース1-2に係るDSL回線は、共通編別記17の(2)のイの(ア)に規定する契約に係るものとしします。
 - 2 コース2及びコース2-2に係るDSL回線は、共通編別記17の(2)のイの(イ)に規定する契約に係るものとしします。
 - 3 コース1-2及びコース2-2のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。
- (注) 備考3に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約に係るものとしします。

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約 (メニュー7および無線アクセス機能(フレッツ・スポット)に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP通信網契約 (メニュー6および無線アクセス機能(フレッツ・スポット)に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

イ コース2には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	DSL回線の終端への伝送方向については最大3.027Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのDSL回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

プラン 2	D S L 回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L 回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規定する無線L A N サービスの申込みができないもの
プラン 3	D S L 回線の終端への伝送方向については最大8.064Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L 回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
プラン 4	D S L 回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L 回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
プラン 5	D S L 回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L 回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
プラン 6	D S L 回線の終端への伝送方向については最大50.112Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L 回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
プラン 7	D S L 回線の終端への伝送方向については最大50.560 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L 回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
プラン 8	D S L 回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他

	の伝送方向については最大1,024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのDSL回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規定する無線LANサービスの申込みができないもの
--	--

プラン9	DSL回線の終端への伝送方向については最大50.112Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3,072Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのDSL回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものとします。ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用し、270分までの額を上限として定額利用料に加算して適用します。ただし、当社が別に定めるアクセスポイントへ接続する場合においては、接続通信時間にかかわらず定額利用料のみを適用します。
------	---

備考

- 1 当社は、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン8、プラン9に係る申込みがあったとしても、この申込を承諾しません。
- 2 第2種契約者は、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン8、プラン9の区分への変更の請求を行うことはできません。

(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。

(注) この欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由DSLサービスに関する契約約款とします。

ウ コース2-2には、次の区分があります。

区 分	内 容
-----	-----

プラン 1	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1,024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規定する無線L A Nサービスの申込みができないもの
プラン 2	D S L回線の終端への伝送方向については最大50.112Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3,072Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規定する無線L A Nサービスの申込みができないもの
<p>(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。</p> <p>(注) この欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由D S Lサービスに関する契約約款とします。</p>	
<p>エ コース 2 及びコース 2-2 に係る第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、基本額と端末回線料を合算して適用します。</p> <p>オ 第 2 種契約者は、タイプ 2 及びコース 2-2 に係る区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>カ 固定型パケットフィルタリングは、コース 2 に係る第 2 種契約者に限り提供します。</p> <p>キ 固定型パケットフィルタリングの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ク 当社は、固定型パケットフィルタリングの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	

(4) タイプ3の区分に係る料金の適用

ア タイプ3には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース1	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
コース2	コース1と当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約、「迷惑メールブロックサービス利用規約」に規定する迷惑メールブロックサービス契約、及び「OCNマイポケット利用規約」に規定するOCNマイポケット契約をあわせて契約するもの
コース3	コース1と当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約、「迷惑メールブロックサービス利用規約」に規定する迷惑メールブロックサービス契約、「OCNマイポケット利用規約」に規定するOCNマイポケット契約、「OCNプレミアムサポートサービス利用規約」に規定するOCNプレミアムサポートサービス契約及び「ユーザサポートプラン利用規約」に規定するユーザサポートプランサービス契約をあわせて契約するもの
備考	1 コース1、コース2及びコース3に係る光アクセス回線は、共通編別記17の(3)のイに規定する契約に係るものとします。

イ コース1には、次の区分があります。

区 分	内 容
メニュー1	最低利用期間があるもの
メニュー2	最低利用期間がないもの

(ア)メニュー1には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3のもの

	<ul style="list-style-type: none"> (b) メニュー 5-1 のⅡ-1 型の 100Mb/s 品目のもの又は 200Mb/s品目のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (a) メニュー 5-1 の100Mb/s品目のプラン 3 のもの (b) メニュー 5-1 の100Mb/s品目のプラン 4 のもの (c) メニュー 5-1 の100Mb/s品目のプラン 5-1 のもの又は 200Mb/s品目のもの
プラン 2	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 東日本電信電話株式会社に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (a) メニュー 5-2 のⅠ型の 100Mb/s品目のもの (b) メニュー 5-2 のⅡ-1 型の 100Mb/s 品目のもの又は 200Mb/s品目のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (a) メニュー 5-1 の46Mb/s品目のもの (b) メニュー 5-2 の100Mb/s品目のカテゴリ 1 のもの (c) メニュー 5-2 の100Mb/s品目のカテゴリ 2 のもの (d) メニュー 5-2 の100Mb/s品目のカテゴリ 3-1 のもの又は200Mb/s品目のもの
プラン 3	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 西日本電信電話株式会社に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (a) メニュー 5-1 の 1 Gb/s品目のプラン 3 のもの
プラン 4	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 西日本電信電話株式会社に係るもの

	もの (a) メニュー 5-2 の 1 Gb/s 品目のもの
プラン 5	共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5-1 の II-2 型のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5-1 の 100Mb/s 品目のプラン 5-2 のもの
プラン 6	共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5-2 の II-2 型のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5-2 の 100Mb/s 品目のカテゴリ 3-2 のもの
プラン 7	共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5-3 の II-3 型のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5-3 のもの
備考 1 第 2 種契約者(プラン 7 に係る者に限ります。)は、ダイアルアップ回線からの通信を行うことはできません。 2 第 2 種契約者(プラン 7 に係る者に限ります。)は、1-2-5(付加機能利用料)に規定する付加機能を利用することはできません。 3 プラン 7 に係る電子メールは 1 契約につき 1 のメールアドレスとし、第 2 種契約者(プラン 7 に係る者に	

限ります。)は、追加の請求を行うことはできません。

(イ) メニュー2には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	<p>共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3のもの</p> <p>(b) メニュー5-1のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン3のもの</p> <p>(b) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4のもの</p> <p>(c) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5-1のもの又は200Mb/s品目のもの</p>
プラン2	<p>共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-2のI型の100Mb/s品目のもの</p> <p>(b) メニュー5-2のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の46Mb/s品目のもの</p> <p>(b) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-1のもの</p> <p>(c) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-2のもの</p> <p>(d) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-3-1のもの又は200Mb/s品目のもの</p>

プラン 3	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目の I 型のプラン 2 のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目のプラン 2 のもの</p>
-------	--

プラン 4	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 3 の II - 3 型のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 3 のもの</p>
-------	---

備考

1 プラン 4 のダイヤルアップ回線から行う通信については、当社が別に定めるダイヤルアップ回線に限り行うことができます。

(注) 備考 2 に規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、料金表第 1 表第 1 の 1 - 1 (適用)の表の(17)欄及び次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約に係るものとしします。

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約 (メニュー 7 および無線アクセス機能 (フレッツ・スポット) に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約 (メニュー 6 および無線アクセス機能 (フレッツ・スポット) に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

ウ コース2には、次の区分があります。

区 分	内 容
メニュー1	最低利用期間があるもの

(ア)メニュー1には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	<p>共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3のもの</p> <p>(b) メニュー5-1のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン3のもの</p> <p>(b) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4のもの</p> <p>(c) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5-1のもの又は200Mb/s品目のもの</p>
プラン2	<p>共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-2のI型の100Mb/s品目のもの</p> <p>(b) メニュー5-2のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の46Mb/s品目のもの</p> <p>(b) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-1のもの</p> <p>(c) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-2のもの</p> <p>(d) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-3-1のもの又は200Mb/s品目のもの</p>

プラン3	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1の1Gb/s品目のプラン3のもの
プラン4	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-2の1Gb/s品目のもの

エ コース3には、次の区分があります。

区 分	内 容
メニュー1	最低利用期間があるもの

(ア)メニュー1には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3のもの (b) メニュー5-1のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン3のもの (b) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4のもの (c) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5-1のもの又は200Mb/s品目のもの

プラン 2	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 2 の I 型の 100Mb/s 品目のもの</p> <p>(b) メニュー 5 - 2 の II - 1 型の 100Mb/s 品目のもの又は 200Mb/s 品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 1 の 46Mb/s 品目のもの</p> <p>(b) メニュー 5 - 2 の 100Mb/s 品目のカテゴリー 1 のもの</p> <p>(c) メニュー 5 - 2 の 100Mb/s 品目のカテゴリー 2 のもの</p> <p>(d) メニュー 5 - 2 の 100Mb/s 品目のカテゴリー 3 - 1 のもの又は 200Mb/s 品目のもの</p>
プラン 3	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s 品目のプラン 3 のもの</p>
プラン 4	<p>共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s 品目のもの</p>

オ 第 2 種契約者は、タイプ 3（コース 1 のメニュー 1 のプラン 7、メニュー 2 のプラン 4、コース 2 及びコース 3 を除きます。）に係る区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

カ 通信プロトコルによる区別

区 分	内 容
-----	-----

IPv4タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するもの
IPv6タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6プロトコル及びIPv4プロトコルを利用するもの

備考

1 通信プロトコルの区別は次表に規定する区分に限り適用します。

区 分	内 容
コース1のメニュー1のプラン1からプラン4	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線(当社が別に定めるものを除きます。)を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1又は5-2のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5-1のもの、200Mb/s品目のもの、又は1Gb/s品目のプラン3のもの (b) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー3-1、200Mb/s品目のもの又は1Gb/s品目のもの
コース1のメニュー2のプラン1及びプラン2	
コース2	
コース3	

2 IPv6プロトコルに係るIPアドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。

(5) タイプ6の区分に係る料金の

ア タイプ6には、次の区分があります。

区 分	内 容
-----	-----

適用

コース 1	当社の提供区間と他社接続モバイルデータ通信利用回線（イー・アクセス株式会社のモバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】に係るものに限ります。）に係る共通編別記 2 の(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第 2 種契約に係る利用料を設定するもの（他社接続モバイルデータ通信利用回線に係る共通編別記 2 の(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
コース 2	当社の提供区間と他社接続モバイルデータ通信利用回線（イー・アクセス株式会社のモバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザ編】に係るものに限ります。）に係る共通編別記 2 の(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するもの（他社接続モバイルデータ通信利用回線に係る共通編別記 2 の(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
コース 3	当社の提供区間に他社接続モバイルデータ通信利用回線（イー・アクセス株式会社のEMOBILE通信サービス契約約款(EMOBILE LTE編)に準じるものに限ります。）に係る共通編別記 2 の(3)に定める特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するもの。

イ コース 1 には、次の区分があります。

区 分	内 容
-----	-----

プラン 1	他社接続モバイルデータ通信利用回線について当社が別に定める特定事業者に係るものであって、(23)に定める定期利用期間があり、他社接続モバイルデータ通信利用回線を介して通信を行う場合、課金対象パケット（128バイトの情報量をいいます。以下同じとします。）を単位として23825パケットを超える場合は23825パケットを超える1課金対象パケットごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。この額が4,743円（4980.15円）を超える場合は、1料金月における累計の課金対象パケット数（以下「累計課金対象パケット数」といいます。）にかかわらず4,743円（4980.15円）を適用します。
-------	---

備考

- 1 当社はプラン1に係る申込みがあったとしても、この申込を承諾しません。
- 2 第2種契約者は、プラン1に係る区分への変更の請求を行うことはできません。

ウ コース2には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	他社接続モバイルデータ通信利用回線について当社が別に定める特定事業者に係るものであり、他社接続モバイルデータ通信利用回線を介して通信を行う場合、累計課金対象パケット数にかかわらず基本額を適用するものであってプラン2以外のものとします。
プラン2	他社接続モバイルデータ通信利用回線について当社が別に定める特定事業者に係るものであって、(23)に定める定期利用期間があり、他社接続モバイルデータ通信利用回線を介して通信を行う場合、累計課金対象パケット数にかかわらず基本額を適用します。

備考

- 1 当社はプラン1に係る申込みがあったとしても、この申込を承諾しません。
- 2 第2種契約者は、プラン1に係る区分への変更の請求を行うことはできません。

エ コース3には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	他社接続モバイルデータ通信利用回線について当社が別に定める特定事業者に係るものであって、(2)に定める定期利用期間があり、他社接続モバイルデータ通信利用回線を介して通信を行う場合、累計課金対象パケット数にかかわらず基本額を適用します。

オ 当社はIP通信網サービスの提供を開始した日を、コース1及びコース2の場合には、当社が別に定める特定協定事業者が第2種契約者の端末機器の受け取りを確認した日、コース3の場合には当社が第2種契約者からの申込みを承諾した日から起算して10日後とします。

カ 当社は、第2種契約者から請求があったときは、他社接続モバイルデータ通信利用回線に関する工事を行います。この場合、第2種契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する料金の支払いを要します。

キ 他社接続モバイルデータ通信利用回線に係るサービス提供区域、電波伝播条件による通信場所の制限通信場所、通信利用の制限等については、当社が別に定める特定事業者の契約約款の規定に準じます。

ク この欄に規定するほか他社接続モバイルデータ通信利用回線のその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(5)の2 タイプ6-2の区分に係る料金の適用

ア 第2種契約者からの申込みを承諾した日から起算して10日後をIP通信網サービスの提供を開始した日とします。

イ 当社は、第2種契約者から請求があったときは、モバイルアクセスに関する工事を行います。この場合、第2種契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する料金の支払いを要します。

ウ モバイルアクセスに係るサービス提供区域、電波伝播条件による通信場所の制限通信場所、通信利用の制限等については、当社が別に定めるところによります。

エ この欄に規定するほかモバイルアクセスその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(5)の3 タイプ6-3の区分に係る料金の適用

ア 第2種契約者からの申込みを承諾した日から起算して10日後をIP通信網サービスの提供を開始した日とします。

イ 当社は、第2種契約者から請求があったときは、モバイルアクセスに関する工事を行います。この場合、第2種契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する料金の支払いを要します。

ウ モバイルアクセスに係るサービス提供区域、電波伝播条件による通信場所の制限通信場所、通信利用の制限等については、当社が別に定めるところによります。

エ この欄に規定するほかモバイルアクセスその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

オ タイプ6-3には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース1	当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る共通編別記17のケに定める特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの

カ コース1には、次の区分があります。

区 分	内 容
メニュー1	最低利用期間がないもの

キ メニュー1には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	1の料金月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を16777216パケットに設定するもの
プラン2	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を245760パケットに設定するもの

(6) タイプ7の区分に係る料金の適用

ア タイプ7には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース1	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの

イ コース1には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	当社が別に定める「ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの
プラン2	ポータブルIPアクセスの利用について接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用するもの

備考

- 1 プラン1の申込みと同時に当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約の申込みをしたものとします。
- 2 当社は、プラン1に係る申込みがあつたとしても、この申込みを承諾しません。
- 3 第2種契約者は、プラン1の区分への変更の請求を行うことはできません。
- 4 プラン1の定額利用料は、1-2-2（定額利用料）の(4)タイプ7のコース1のプラン1に規定する料金額

	<p>を適用します。</p> <p>5 プラン1については、「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」の規定にかかわらず、1 契約者識別符号につき利用することとなる1のウイルス検知・駆除契約を解除することはできません。</p>
<p>(7) 接続通信時間 又は情報量の測定等</p>	<p>ア 接続通信時間（着信課金通信に係るものを除きます。）は、アクセスポイントから送信された契約者識別符号及び暗証符号により当社がその第2種契約者を識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は共通編第26条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合（共通編第26条（通信利用の制限等）第3項の規定による場合を除きます。）は、1-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、ア又はイに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>ウ 課金対象パケットの情報量（制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）は、当社又は特定協定事業者の機器において測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到着しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。</p>
<p>(8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料等（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額を含みます。以下この欄において同じとします。）は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注） 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

(9) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料の適用

ア 当社は、電話等サービス契約約款に規定する選択制による通話料金の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において「電話等サービスの月極割引」といいます。)の適用を受けている第2種契約者(タイプ1のコース1(プラン5、プラン6、プラン7、プラン8)、タイプ6及びタイプ7を除きます。)に係る者に限ります。(電話等サービスの月極割引を選択する旨の申出をした者を含みます。)以下この欄において同じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、12料金月以上の継続利用(以下この欄において「電話等サービスの月極割引との複合継続利用」といいます。)の申出があった場合には、この表の(2)欄のイの表の利用料の適用の規定及び1-2-1(利用料)(1)(タイプ1のもの)ア(コース1のもの)の加算額の額にかかわらず、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。

(ア) 利用料は、次表の規定により適用します。

区 分	利用料の適用
プラン1	接続通信時間の料金月単位での累計時間が6時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、6時間を超える場合は6時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2	接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3	接続通信時間の料金月単位での累計時間が55時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、55時間を超える場合は55時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン4	接続通信時間の料金月単位での累計時間が130時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、130時間を超える場合は130時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(イ) 加算額は、次表に規定する額を適用します。

区 分	加算額(1分までごとに)

プラン 1	7 円 (7.35円)
プラン 2	4 円 (4.20円)
プラン 3	3 円 (3.15円)
プラン 4	2 円 (2.10円)

イ 当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があったとしても、この申出を承諾しません。

ウ 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（第2種契約者の申込みと同時に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があった場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。

エ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用を廃止します。

(ア) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ1のコース1（プラン5を除きます。）以外の細目及び区分への変更があったとき、又は第2種契約の解除があったとき。

(イ) 電話等サービスの月極割引の廃止（その電話等サービスの月極割引以外の電話等サービスの月極割引の選択の申出に伴うものを除きます。）又は電話等サービスの月極割引に係るOCN特別適用若しくはOCN追加割引の廃止があったとき。

(ウ) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種契約者から、その利用の廃止の申出があったとき。

(エ) その他イに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ 当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月までの利用料について、電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料を適用します。

カ 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種契約者は、その適用が開始された料金月から起算して12料金月の間に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月からその12料金月のうちの最終料金月までの料金月数に200円を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただくことがあります。

キ 当社は、第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をした場合は、「電話等サービスの月極割引」を適用しません。

(注) この欄のアに規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、次に掲げるものとします。

(ア) 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ

(イ) 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ

(ウ) 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ

(エ) 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

(10) 優先接続の取扱いに係る定額

ア 当社は、第2種契約者（タイプ2及びタイプ3（コース1のメニュー1のプラン2及びメニュー2のプラン1）に係るものを除

利用料の適用

きます。)に係る者に限ります。以下、この欄において同じとします。)の電話等回線(タイプ2のコース1及びタイプ3については、第2種契約者がIP通信網サービスに係る料金と「電話等サービス契約約款」に定める電話等サービスに係る料金を一括して請求(以下この欄において「統合請求」といいます。)することを承諾している場合(当社が別に定める場合を除きます。)の、その電話等サービスに係る回線をいい、タイプ2のコース2については、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係る回線又は契約者回線型サービスに係る回線をいいます。以下この欄において同じとします。)について、共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いにおける電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分(以下この欄において「県間固定区分」といいます。)として当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円(735円)(月額)を減額、タイプ2のコース2については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から1契約者識別符号ごとにプラン1については110円(115.5円)(月額)、プラン2については510円(535.5円)(月額)、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6、プラン7及びプラン9については610円(640.5円)(月額)、プラン8については620円(651円)(月額)を減額、タイプ3のコース1については、1-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにメニュー2のプラン1については100円(105円)(月額)、メニュー2のプラン3については300円(315円)(月額)を減額して適用します。(以下この欄において「県間固定特別割引」といいます。)

イ 当社は、次の各号に該当する場合に限り、1の電話等回線につき1の県間固定特別割引を適用します。

(ア) 第2種契約者と電話等回線の契約者が同一の者であるとき。(当社が別に定める基準に適合するときを含みます。)

(イ) タイプ2のコース2について、DSL回線に係る終端の場所が電話等回線の設置場所と同一のものであるとき。(当社が別に定める基準に適合するときを含みます。)

ウ 県間固定特別割引は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月について適用します。

エ アの規定にかかわらず、(10)に規定するドットフォン特別割引又は(13)の2に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けている第2種契約者については、県間固定特別割引を適用しません。

オ 当社は、「県間固定特別割引」の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。

カ 当社は、第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をした場合は、「県間固定特別割引」を適用しません。

<p>(11) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者が当社と第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線でないもの及びタイプ2並びにタイプ3を除きます。）又は第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）を締結している場合には、タイプ2のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円（735円）（月額）を減額、タイプ2のコース2については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から1契約者識別符号ごとにプラン1については110円（115.5円）（月額）、プラン3、プラン4、プラン7及びプラン9については610円（640.5円）（月額）、プラン5及びプラン6については890円（934.5円）（月額）、プラン8については620円（651円）（月額）を減額、タイプ3のコース1については、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1については100円（105円）（月額）、プラン3については300円（315円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「ドットフォン特別割引」といいます。）</p> <p>イ (10)欄に定める県間固定特別割引又は(14)に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けている第2種契約者については、ドットフォン特別割引を適用しません。</p> <p>ウ 当社は、「ドットフォン特別割引」の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</p> <p>エ 当社は、第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をした場合は、「ドットフォン特別割引」を適用しません。</p>
<p>(12) 「エンジョイパック」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ2のコース2のプラン7（電話重疊のものに限ります。）のものに限ります。）が、当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約と、当社が別に定める「OCNマイポケット利用規約」に規定するOCNマイポケット（「WIDEプラン」又は「OPENプラン」に係るものを除きます。）に係る契約をしている場合であって、当社が別に定める「エンジョイパック」に係る申込みの承諾を当社が行った場合に限り、1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに200円（210円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「エンジョイパック割引」といいます。）</p> <p>イ 当社は、次のいずれかに該当する場合（以下この欄において解除等といいます。）が生じたときは、「エンジョイパック割引」を廃止します。</p> <p>（ア）第2種契約者がアの規定において当社が承諾した第2種契約、ウイルス検知・駆除契約又はOCNマイポケットに係る契約のいずれか又はすべてを解除したとき。</p> <p>（イ）第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をしたとき。</p>

	<p>ウ 廃止後、イで解除等をしたものを再度契約した場合であっても、当社が別に定める「エンジョイパック」に係る申込みの承諾を当社が行わない場合は、「エンジョイパック割引」を適用しません。</p> <p>エ 当社は、「エンジョイパック割引」の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</p> <p>オ 当社は、第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をした場合は、「エンジョイパック割引」を適用しません。</p>				
<p>(13) 長期継続利用に係る基本額の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン4に係る第2種契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-1（利用料）(1)（タイプ1のもの）ア（コース1のもの）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 842 1281 945"> <thead> <tr> <th>継続して利用する期間</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36料金月</td> <td>820円（861円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（タイプ1のコース1のプラン4に係る第2種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期継続利用を当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期継続利用期間が満了する料金月までの料金月数に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>キ 当社は、「長期継続利用」の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</p> <p>ク 当社は、第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をした場合は、「長期継続利用」を適用しません。</p>	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）	36料金月	820円（861円）
継続して利用する期間	基本額の減額（月額）				
36料金月	820円（861円）				
<p>(14) 削除</p>	<p>削除</p>				

(15) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1(プラン7を除きます。)、コース2及びコース3並びにタイプ6-3(移動無線装置を提供するものに限ります。))に限ります。には、最低利用期間があります。

(ア) 最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月とします。

(イ) 第2種契約者は、前項の最低利用期間内に最低利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その細目若しくは区分の変更(タイプ3のコース2及びコース3を除きます。)又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、同表に規定する違約金を支払っていただきます。

区分	違約金
タイプ3のコース1のメニュー1 (プラン7を除きます)	5,000円(不課税)
タイプ3のコース2	8,000円(不課税)
タイプ3のコース3	8,000円(不課税)
タイプ6-3	9,975円(不課税)

イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7に限ります。))には、最低利用期間があります。

(ア) 最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月とします。

(イ) 第2種契約者は、前項の最低利用期間内に最低利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、同表に規定する違約金を支払っていただきます。

区分	違約金
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7	5,000円(不課税)

(16) 電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用

電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、1契約者識別番号につき利用することとなる1のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。

(17) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用

第2種契約者(タイプ1のコース1のプラン7及びプラン8、タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、タイプ6-2並びにタイプ6-3を除きます。)が特定ダイヤルアップ回線から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、料金月単位で1-2-4(特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)に規定する加算額を適用します。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線

	<p>は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとしします。</p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに係るもの</p> <p>(a) FOMAサービス（パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランのものに限ります。）</p> <p>(b) Xiサービス</p>										
<p>(18) ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</p>	<p>ア 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7及びタイプ7のコース1のプラン2を除きます。）が契約者識別符号を利用し、ポータブルIPサービス契約約款に規定するポータブルIP網を介してIP通信網へ通信を行った場合（以下「ポータブルIPアクセス」といいます。）は、1-2-4（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）に規定する加算額を計算して適用します。</p> <p>イ ポータブルIPアクセスに係る通信利用の制限、インタフェース、契約者回線に係るセキュリティの確保等、認証に係るセキュリティの確保及び自営端末設備の電源の確保については、当社のポータブルIPサービス契約約款の規定に準じて取扱い、営業区域については当社が別に定めるところによります。</p>										
<p>(19) 「安心セレクトパック」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4、コース2及びコース3を除きます。）が、当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約、当社が別に定める「迷惑メールブロックサービス利用規約」に規定する迷惑メールブロックサービス契約、当社が別に定める「OCNマイポケット利用規約」に規定するOCNマイポケット契約、第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち050あんしんナンバー転送機能を利用しているもの又はタイプ3に限ります。）及び当社が別に定める「OCNプレミアムサポートサービス利用規約」に規定するOCNプレミアムサポートサービス契約のうち、異なる複数の契約をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数の契約の定額利用料（月額）の合算料金から次表に規定する額を減額して適用します。（以下この欄において「安心セレクトパック」といいます。）</p> <table border="1" data-bbox="520 1442 1281 1659"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合算料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 契約の場合</td> <td>50円（52.5円）</td> </tr> <tr> <td>3 契約の場合</td> <td>100円（105円）</td> </tr> <tr> <td>4 契約の場合</td> <td>150円（157.5円）</td> </tr> <tr> <td>5 契約の場合</td> <td>200円（210円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 OCNマイポケット契約が含まれる場合は更に50円（52.5円）、OCNプレミアムサポートサービス契約が含まれる場合は更に50円（52.5円）減額いたします。</p> <p>イ 当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、「安心セレクトパック」を適用しません。</p>	区 分	合算料金の減額（月額）	2 契約の場合	50円（52.5円）	3 契約の場合	100円（105円）	4 契約の場合	150円（157.5円）	5 契約の場合	200円（210円）
区 分	合算料金の減額（月額）										
2 契約の場合	50円（52.5円）										
3 契約の場合	100円（105円）										
4 契約の場合	150円（157.5円）										
5 契約の場合	200円（210円）										

	<p>(ア) 第2種契約者がアの規定において当社が承諾した第2種契約、ウイルス検知・駆除契約、迷惑メールブロックサービス契約、OCNマイポケット契約、第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち050あんしんナンバー転送機能を利用しているもの又はタイプ3に限ります。）及びOCNプレミアムサポートサービス契約に係る契約のいずれか又はすべてを解除したとき。</p> <p>(イ) 定額利用料金の適用外期間（無料期間等）のとき。</p> <p>(ウ) 第2種契約者が当社が別に規定する「WIDEプラン」又は「エンジョイパック」に係る契約を締結しているとき。</p>															
(20) 削除	削除															
(21) 請求書発行等に関する料金の適用	<p>当社は、請求書又は口座振替通知書の発行の場合には、第2種契約の数にかかわらず、一の請求書の発行又は一の口座振替通知書の発行ごとに請求書等の発行に関する料金を適用します。</p> <p>ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、請求書等の発行に関する料金を適用しません。</p> <p>ア 当社のホームページ（http://www.ntt.com/tariff/comm/）にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるいずれかのサービス（当社が別に定めるサービスを除きます。）の料金又は個別契約等の料金と第2種契約に係る料金を一括して請求しているとき</p> <p>イ 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社に係る債権を一括して請求しているとき</p> <p>ウ 当社が第2種契約の申込みを承諾した日を含む料金月から起算して4料金月以内に請求書又は口座振替通知書が発行されたとき</p> <p>エ 当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行うとき</p> <p>(注1) 本欄アに規定する当社が別に定めるサービスは、次表に掲げる契約約款又は利用規約に定めるサービスとします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1303 1281 2013"> <tr><td>「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約</td></tr> <tr><td>ウイルス検知・駆除サービス利用規約</td></tr> <tr><td>セットトップボックス等貸出サービスに関する利用規約</td></tr> <tr><td>電話等サービス契約約款（別記2の5 区分1(1)及び区分6で定めるものに限りします。）</td></tr> <tr><td>パケット交換サービス契約約款（第2種パケット交換サービス及び第3種パケット交換サービスに限ります。）</td></tr> <tr><td>ビリングステーション利用規約</td></tr> <tr><td>ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファクシミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限ります。）</td></tr> <tr><td>ブログ人サービス契約約款</td></tr> <tr><td>ポータブルIPサービス契約約款</td></tr> <tr><td>マイアドレスプラス利用規約</td></tr> <tr><td>マイホスティング・ウイルスチェックサービス利用規約</td></tr> <tr><td>迷惑メールブロックサービス利用規約</td></tr> <tr><td>ユーザーサポートプラン利用規約</td></tr> <tr><td>ユーザーサポートプラン～おたすけ電話サポート～利用規約</td></tr> <tr><td>OCNマイポケット利用規約</td></tr> </table>	「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約	ウイルス検知・駆除サービス利用規約	セットトップボックス等貸出サービスに関する利用規約	電話等サービス契約約款（別記2の5 区分1(1)及び区分6で定めるものに限りします。）	パケット交換サービス契約約款（第2種パケット交換サービス及び第3種パケット交換サービスに限ります。）	ビリングステーション利用規約	ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファクシミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限ります。）	ブログ人サービス契約約款	ポータブルIPサービス契約約款	マイアドレスプラス利用規約	マイホスティング・ウイルスチェックサービス利用規約	迷惑メールブロックサービス利用規約	ユーザーサポートプラン利用規約	ユーザーサポートプラン～おたすけ電話サポート～利用規約	OCNマイポケット利用規約
「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約																
ウイルス検知・駆除サービス利用規約																
セットトップボックス等貸出サービスに関する利用規約																
電話等サービス契約約款（別記2の5 区分1(1)及び区分6で定めるものに限りします。）																
パケット交換サービス契約約款（第2種パケット交換サービス及び第3種パケット交換サービスに限ります。）																
ビリングステーション利用規約																
ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファクシミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限ります。）																
ブログ人サービス契約約款																
ポータブルIPサービス契約約款																
マイアドレスプラス利用規約																
マイホスティング・ウイルスチェックサービス利用規約																
迷惑メールブロックサービス利用規約																
ユーザーサポートプラン利用規約																
ユーザーサポートプラン～おたすけ電話サポート～利用規約																
OCNマイポケット利用規約																

	<table border="1"> <tr><td>OCNマイポケット (F) 利用規約</td></tr> <tr><td>OCNプレミアムサポートサービス利用規約</td></tr> <tr><td>C o D e n ペイメント利用規約 (利用先固定型)</td></tr> <tr><td>I P 通信網サービス契約約款 (第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限ります。)</td></tr> <tr><td>M u s i c O c e a n 利用規約</td></tr> <tr><td>OCN 光 w i t h フレッツ利用規約</td></tr> <tr><td>OCNペイオン利用規約</td></tr> <tr><td>OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約</td></tr> </table> <p>(注2) 本欄エに規定する当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由とは次に掲げるものとします。</p> <p>a 当社のサービスの仕様又は技術上の都合によりインターネットによる料金明細を確認できないとき</p> <p>b 点字請求書の発行等社会通念上やむを得ないと認められるとき</p>	OCNマイポケット (F) 利用規約	OCNプレミアムサポートサービス利用規約	C o D e n ペイメント利用規約 (利用先固定型)	I P 通信網サービス契約約款 (第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限ります。)	M u s i c O c e a n 利用規約	OCN 光 w i t h フレッツ利用規約	OCNペイオン利用規約	OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約				
OCNマイポケット (F) 利用規約													
OCNプレミアムサポートサービス利用規約													
C o D e n ペイメント利用規約 (利用先固定型)													
I P 通信網サービス契約約款 (第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限ります。)													
M u s i c O c e a n 利用規約													
OCN 光 w i t h フレッツ利用規約													
OCNペイオン利用規約													
OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約													
(22) ユニバーサルサービス料の適用	1-2-7に規定するユニバーサルサービス料は、第2種契約者(タイプ6、タイプ6-2及びタイプ6-3の者に限ります。)に1の他社接続モバイルデータ通信機能ごとに適用します。												
(23) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ6のコース1のプラン1及びコース2のプラン2に限ります。)には、定期利用期間があります。</p> <p>(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。</p> <p>(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間内に定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として次表に規定する料金を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>初回定期利用期間満了月まで</th> <th>定期利用期間満了月の翌月</th> <th>初回定期利用期間満了月以降かつ定期利用期間満了月の翌月以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1のプラン1</td> <td>15,750円 (不課税)</td> <td>0円 (不課税)</td> <td>3,150円 (不課税)</td> </tr> <tr> <td>コース2のプラン2</td> <td>18,900円 (不課税)</td> <td>0円 (不課税)</td> <td>3,150円 (不課税)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	初回定期利用期間満了月まで	定期利用期間満了月の翌月	初回定期利用期間満了月以降かつ定期利用期間満了月の翌月以外	コース1のプラン1	15,750円 (不課税)	0円 (不課税)	3,150円 (不課税)	コース2のプラン2	18,900円 (不課税)	0円 (不課税)	3,150円 (不課税)
区 分	初回定期利用期間満了月まで	定期利用期間満了月の翌月	初回定期利用期間満了月以降かつ定期利用期間満了月の翌月以外										
コース1のプラン1	15,750円 (不課税)	0円 (不課税)	3,150円 (不課税)										
コース2のプラン2	18,900円 (不課税)	0円 (不課税)	3,150円 (不課税)										

イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6のコース3のプラン1に限ります。）には、定期利用期間があります。

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間内に定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として次表に規定する料金を支払っていただきます。

初回定期利用期間満了月 まで		定期利用期 間満了月の 翌月	初回定期利 用期間満了 月以降かつ 定期利用期 間満了月の 翌月以外
開始月及 びその翌 月	開始月の 翌々月から 満了月まで の各月		
38,400円 (不課税)	前月に規 定定する 違約金か ら1,200円 減額した 料金 (不課税)	0円 (不課税)	9,975円 (不課税)

ウ 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3及びプラン5、コース2のメニュー1のプラン1及びプラン3並びにコース3のメニュー1のプラン1及びプラン3に限ります。以下この項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区 分	定額利用料の減額 (月額)
コース1のメニュー1のプラン1、プラン3及びプラン5	100円（105円）
コース2のメニュー1のプラン1及びプラン3	
コース3のメニュー1のプラン1及びプラン3	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込をした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月以外に定期利用の解除、又は定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として2,400円（不課税）を支払っていただきます。

(ウ) 定期利用期間内に第2種契約者が1-2-5（付加機能利用料）に規定するウェブ機能を利用した場合は、利用料の額にかかわらず、利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。ただし、前項の解除があったときは、1-2-5（付加機能利用料）に規定する額を適用します。

エ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6-2に限ります。以下この項において同じとします。）には、定期利用期間があります。

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から24料金月ごととします。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月以外に定期利用の解除、又は定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として9,975円（不課税）を支払っていただきます。

オ 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4及びプラン6、コース2のメニュー1のプラン2及びプラン4並びにコース3のメニュー1のプラン2及びプラン4に限ります。以下この項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	定額利用料の減額 (月額)
コース1のメニュー1のプラン2、プラン4及びプラン6	50円（52.5円）
コース2のメニュー1のプラン2及びプラン4	
コース3のメニュー1のプラン2及びプラン4	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込をした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月以外に定期利用の解除、又は定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として1,200円（不課税）を支払っていただきます。

(ウ) 定期利用期間内に第2種契約者が1-2-5 (付加機能利用料) に規定するウェブ機能を利用した場合は、利用料の額にかかわらず、利用料を適用しません (当社が別に定める場合を除きます。)。ただし、前項の解除があったときは、1-2-5 (付加機能利用料) に規定する額を適用します。

(24) 第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用

ア 当社は、第2種契約者が次表に規定する複数の契約 (当社が1の契約者識別符号において提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限り、以下、本欄において同じとします。) をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数の契約の利用料 (月額) 又は定額利用料 (月額) の合算料金から次表に規定する額を減額して適用します。 (当社が別に定める場合を除きます。)

区 分	合算料金の減額 (月額)
(ア) 第2種契約 (タイプ6のものに限ります。) 及び第2種契約 (タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4、タイプ6、タイプ6-2、タイプ6-3及びタイプ7のコース1のプラン2のものを除きます。) に係る契約の場合	200円 (210円)
(イ) 第2種契約 (タイプ7のコース1のプラン1のものに限ります。) 及び1-2-5のポータブルIPアクセス機能に係る契約の場合	150円 (157.5円)
(ウ) 第2種契約 (タイプ6-2及びタイプ6-3 (コース1のメニュー1のプラン1のものに限ります。) のものに限ります。)、第2種契約 (タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4、タイプ6、タイプ6-2、タイプ6-3及びタイプ7のコース1のプラン2のものを除きます。) 及び1-2-5のポータブルIPアクセス機能に係る契約の場合	300円 (315円)
(エ) 第2種契約 (タイプ6-2及びタイプ6-3 (コース1のメニュー1のプラン1のものに限ります。) のものに限ります。) 及び第2種契約 (タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4、タイプ6、タイプ6-2、タイプ6-3及びタイプ7のコース1のプラン2のものを除きます。) に係る契約の場合	200円 (210円)

イ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、アで規程する合算料金の減額を適用しません。

- (ア) 第2種契約者がアの規定において当社が承諾した第2種契約のいずれか又はすべてを解除したとき。
- (イ) 利用料 (月額) 又は定額利用料 (月額) の適用外期間 (無料期間等) のとき。

1-2 料金額

1-2-1 利用料

(1) タイプ1のもの

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額 (月額)	980円 (1,029円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
プラン2	基本額 (月額)	1,750円 (1837.5円)
	加算額 (1分までごとに)	7円 (7.35円)
プラン3	基本額 (月額)	2,300円 (2,415円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.25円)
プラン4	基本額 (月額)	2,800円 (2,940円)
	加算額 (1分までごとに)	3円 (3.15円)
プラン6	基本額 (月額)	250円 (262.5円)
	加算額 (1分までごとに)	15円 (15.75円)
プラン7	基本額 (月額)	800円 (840円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (10.5円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するものをいいます。以下同じとします。）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
 (注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

イ コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額 (月額)	400円 (420円)
	加算額1 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
	加算額2 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
プラン2	基本額 (月額)	980円 (1,029円)
	加算額1 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
	加算額2 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
プラン3	基本額 (月額)	2,350円 (2,467.5円)
	加算額1 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
	加算額2 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
プラン4	基本額 (月額)	4,700円 (4,935円)
	加算額1 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
	加算額2 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
プラン5	基本額 (月額)	1,200円 (1,260円)
	加算額1 (1分までごとに)	9円 (9.45円)
	加算額2 (1分までごとに)	9円 (9.45円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。

7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

(2) タイプ6のもの
ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額 (月額)	953円 (1000.65円)
	加算額 (1課金対象パケットまでごとに)	0.04円 (0.042円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- 8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。
(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。
(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

1-2-2 定額利用料

(1) タイプ1のもの

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン5	1,950円 (2,047.5円)
プラン8	500円 (525円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。</p> <p>(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p> <p>(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (http://www.trendmicro.co.jp/support/) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p>	

(2) タイプ2のもの

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,950円 (2,047.5円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p>	

- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- (注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。
- (注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

イ コース1-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,200円 (1,260円)
備考	
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p>	

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

ウ コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分			料 金 額
プラン1	電話重畳のもの	基本額	1,980円 (2,079円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	1,980円 (2,079円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン2	電話重畳のもの	基本額	3,180円 (3,339円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,180円 (3,339円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン3	電話重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン4	電話重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン5	電話重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン6	電話重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン7	電話重畳のもの	基本額	3,490円 (3,664.5円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,490円 (3,664.5円)

	疊のもの	端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン8	電話重疊のもの	基本額	2,482円 (2,606.1円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重疊のもの	基本額	2,482円 (2606.1円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン9	電話重疊のもの	基本額	3,172円 (3,330.6円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重疊のもの	基本額	3,172円 (3,330.6円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
	加算額 (ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行う場合)		3円 (3.15円)

備考

- 1 電話重疊のものは、DSL回線に係る共通編別記17の(2)のイの(イ)のAに定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。
 - 2 電話非重疊のものは、DSL回線に係る共通編別記17の(2)のイの(イ)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。
 - 3 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
 - 4 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
 - 5 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
 - 6 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
 - 7 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
 - 8 この備考の6に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
 - 9 当社は、この備考の6の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
 - 10 コース2に係る第2種契約者が指定することのできるDSL回線の終端の場所は、DSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。
- (注1) この備考の6に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の7に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

エ コース2-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額	
プラン1	電話重畳のもの	基本額	1,862円 (1,955.1円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	1,862円 (1955.1円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン2	電話重畳のもの	基本額	2,402円 (2522.1円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	2,562円 (2,690.1円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)

備考

- 電話重畳のものは、DSL回線に係る共通編17の(2)のイの(イ)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。
- 電話非重畳のものは、DSL回線に係る共通編17の(2)のイの(イ)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。
- 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- この備考の6に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 当社は、この備考の6の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- コース1に係る第2種契約者が指定することのできるDSL回線の終端の場所は、DSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。

(注1) この備考の6に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の7に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

- (3) タイプ3のもの
 - ア コース1のもの
 - (ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,200円 (1,260円)
プラン2	950円 (997.5円)
プラン3	1,200円 (1,260円)
プラン4	950円 (997.5円)
プラン5	1,200円 (1,260円)
プラン6	950円 (997.5円)
プラン7	1,500円 (1,575円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
 - 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
 - 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
 - 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
 - 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
 - 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
 - 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- (注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,980円 (2,079円)
プラン2	1,240円 (1,302円)
プラン3	7,800円 (8,190円)
プラン4	300円 (315円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

イ コース2のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,650円 (1,732.5円)

プラン2	1,400円 (1,470円)
プラン3	1,650円 (1,732.5円)
プラン4	1,400円 (1,470円)
備考	
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p> <p>(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (http://www.trendmicro.co.jp/support/) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p>	

ウ コース3のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,900円 (1,995円)
プラン2	1,650円 (1,732.5円)
プラン3	1,900円 (1,995円)
プラン4	1,650円 (1,732.5円)
備考	
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p>	

- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- (注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。
- (注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

(4) タイプ6のもの
ア コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	4,843円 (5085.15円)
プラン2	3,696円 (3,880.8円)
備考	
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。</p> <p>(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p>	

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

イ コース3のもの

区 分	料 金 額
プラン1	3,696円 (3,880.8円)
備考	
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。</p> <p>(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p> <p>(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (http://www.trendmicro.co.jp/support/) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p>	

(4)の2 タイプ6-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	2,543円 (2670.15円)
備考	
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行</p>	

います。

- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- 8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。
(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。
(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

(4)の3 タイプ6-3のもの

ア コース1のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
メニュー1	2,743円 (2,880.15円)
メニュー2	933.3円 (980円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。

- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- 8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。
- (注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。
- (注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

(5) タイプ7のもの
ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	400円 (420円)
プラン2	500円 (525円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するものをいいます。以下同じとします。）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- 8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。
- 9 ポータブルIPアクセスの営業区域の設置条件、時間帯等によってはポータブルIPアクセスを利用できない場合があります。
- (注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。
- (注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社のホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/support/>) に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社のホームページに掲示

するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

1-2-3 電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1までの場合		250円 (262.5円)
追加利用するメールアドレスが1を超える29までの場合	追加利用するメールアドレス1ごとに月額	100円 (105円)

1-2-4 特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

通信時間1分までごとに

区 分	単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	月額 定額制アクセスポイントに接続した場合	550円 (577.5円)
ポータブルIPアクセスの利用	接続通信時間の累計 時間1分までごとに	10円 (10.5円)

備考

ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額が3,200円 (3,360円) を超える場合は、接続通信時間にかかわらず3,200円 (3,360円) を適用します。

1-2-5 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額	
削除	削除	削除	
ウェブ機能	この機能を利用する第2種契約者(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4を除きます。)が当社のドメイン名を使用するホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が10メガバイトまでのもの 蓄積できる情報量が10メガバイトを超えるもの	10メガバイトを超え5メガバイトごとに月額 200円 (210円)

備考

- 1 当社は、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のホームページアドレスの数は、1の第2種契約(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4を除きます。)につき1とします。
- 2 この機能を利用する場合において、蓄積できるホームページに係る情報量は、当社が別に定めるところによります。
- 3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
- 4 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は共通編別記6に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。

	<p>5 当社は、この備考の4の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第2種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</p> <p>6 この備考の3から5までの規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。 なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>7 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能の廃止を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。</p> <p>8 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この備考の3から5までの規定及び7の規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p>																
ホスティング機能	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 745 544 1753">電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能</td> <td data-bbox="544 745 975 1753">蓄積できる情報量が30メガバイトまでのものであり、登録可能メールアドレス（あらかじめ登録することができるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）及び自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）の数がそれぞれ10までのものであり、当社が別途定めるホームページ作成ツール（ホームページの作成を支援する機能をいいます。以下同じとします。）が利用可能なもの</td> <td data-bbox="975 745 1134 1753"></td> <td data-bbox="1134 745 1289 1753">2,480円 (2,604円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録可能メールアドレスの数が10を超えるもの</td> <td>追加するメールアドレス数1ごとに月額</td> <td>50円 (52.5円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動転送メールアドレスの数が10を超えるもの</td> <td>追加するメールアドレス数1ごとに月額</td> <td>50円 (52.5円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄積できる情報量が30メガバイトを超えるもの</td> <td>追加ディスク容量5メガバイトごとに月額</td> <td>400円 (420円)</td> </tr> </table>	電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が30メガバイトまでのものであり、登録可能メールアドレス（あらかじめ登録することができるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）及び自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）の数がそれぞれ10までのものであり、当社が別途定めるホームページ作成ツール（ホームページの作成を支援する機能をいいます。以下同じとします。）が利用可能なもの		2,480円 (2,604円)		登録可能メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数1ごとに月額	50円 (52.5円)		自動転送メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数1ごとに月額	50円 (52.5円)		蓄積できる情報量が30メガバイトを超えるもの	追加ディスク容量5メガバイトごとに月額	400円 (420円)
電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が30メガバイトまでのものであり、登録可能メールアドレス（あらかじめ登録することができるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）及び自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）の数がそれぞれ10までのものであり、当社が別途定めるホームページ作成ツール（ホームページの作成を支援する機能をいいます。以下同じとします。）が利用可能なもの		2,480円 (2,604円)														
	登録可能メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数1ごとに月額	50円 (52.5円)														
	自動転送メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数1ごとに月額	50円 (52.5円)														
	蓄積できる情報量が30メガバイトを超えるもの	追加ディスク容量5メガバイトごとに月額	400円 (420円)														
備考	<p>1 当社は1の第2種契約（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4を除きます。）につき、1のホスティング機能を提供します。</p> <p>2 当社は、メールアドレス及びドメイン名を当社が別に定めるところにより割り当てます。</p>																

- 3 当社は、ホスティング機能を利用する第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4を除きます。以下この欄において同じとします。）から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数又は増加する蓄積情報量の変更を行います。
- 4 ホスティング機能において追加することができるメールアドレスの数又は増加することができる蓄積情報量等は、当社が別に定めるところによります。
- 5 ホスティング機能で提供されるホームページ作成ツールの著作権は当社又はホスティング機能提供にあたっての協力会社に帰属します。それ以外に第2種契約者が、ホスティング機能を利用して作成するコンテンツに含まれる著作物の著作権は、その著作物を作成した第2種契約者に基本的に帰属します。
- 6 第2種契約者は、ホスティング機能の利用にあたって使用する自分のIDとパスワードの管理責任を負い、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等により第2種契約者に生じた損害については、当該第2種契約者の故意過失の有無に関わらず、当社は一切の責任を負いません。ホスティング機能において、第2種契約者のID及びパスワードが使用された場合、当社は当該IDに対応する第2種契約者が使用したものととして取扱います。第2種契約者は、ID及びパスワードを第三者に使用、貸与又は譲渡（当社が認める場合を除きます。）等をしてはなりません。
- 7 第2種契約者は、過失の有無に関わらず、自らが掲載したホームページの内容及びそのホームページに起因する、物理的・精神的被害を含む一切の結果に対して責任を持つものとします。
- 8 第2種契約者は、ホスティング機能を自らの責任のみにおいて利用するものであり、ホスティング機能を利用して得た情報や、当社のサービスを通じてダウンロード及びその他の方法によって得たホームページ作成ツールを自らの判断と責任で使用するものとし、このような情報から生じた一切の責任・損害・費用や、ホームページ作成ツールのダウンロードによって生じたコンピュータの機能やデータの損失については自らの責任において処理するものとします。
- 9 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
- 10 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は共通編別記6に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。
- 11 当社は、この備考の10の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第2種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。
- 12 この備考の9から11までの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。
なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 13 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の9から11までの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
- 14 当社は、ホスティング機能の契約の解除があった場合は、あらかじめ

	<p>第2種契約者に対し通知することなく、蓄積していたホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、ホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>15 転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されるホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。</p> <p>16 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>		
ポータブルIPアクセス機能	1-1 (適用) の(18)に係る規定にかかわらず、接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用（タイプ7のコース1のプラン2を除きます。）してポータブルIPアクセスを提供する機能	1の契約者識別符号ごとに月額	300円 (315円)
備考	<p>ア この機能の提供を請求したとき、その請求の承諾日を含む月の初日からこの機能を提供します。</p> <p>イ この機能の提供を請求したとき、当社がこの機能の提供を開始した月の翌月からこの欄に規定する料金を適用します。</p>		
IPv6トンネリング機能	IPv6トンネリング装置(契約者識別符号及び暗証符号がその第2種契約者(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4を除きます。)のものであることを識別するものに限り)を介してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	月額	300円 (315円)
備考	<p>当社は1の第2種契約(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン7、メニュー2のプラン4を除きます。)につき、1のIPv6トンネリング機能を提供します。</p>		

1-2-6 請求書等の発行に関する料金

区分	単位	料金額
請求書等発行手数料	一の請求書につき	100円 (105円)
	一の口座振替通知書につき	100円 (105円)

1-2-7 ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1の第2種契約(タイプ6、タイプ6-2及びタイプ6-3のものに限ります。)ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

1-2-8 ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料の加算額

通信時間1分までごとに

区分	単位	料金額
ダイヤルアップ回線の利用	第2種契約者(タイプ6のものに限ります。)が従量制アクセスポイントに接続した場合 接続通信時間の累計時間1分までごとに	15円 (15.75円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容			
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料
種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金			

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(840円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	<p>ア 工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <p>イ 他社接続モバイルデータ通信利用回線に係るものの場合、工事費は、施工した工事に係る他社接続モバイルデータ通信利用回線に関する工事費を適用します。</p> <p>ウ モバイルアクセスに係るものの場合、工事費は、モバイルアクセスに関する工事費を適用します。</p>				
(2) 交換機等工事費の適用	<p>ア 交換機等工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="523 651 1283 797"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等工事費</td> <td>I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(3) 他社接続モバイルデータ通信利用回線に関する工事費の適用	第2種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続モバイルデータ通信利用回線に係るものに限り、）の提供の開始に関する工事費として適用します。				
(4) 品目等の変更	<p>ア 品目、通信又は保守の態様による細目、契約の区分の変更の場合の工事費は、変更後の品目、通信又は保守の態様による細目、契約の区分に対応する設備に関する工事に適用します。</p> <p>イ 回線収容部、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後の回線収容部、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。</p> <p>ウ 第5種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次の工事を同時に施工する場合の工事費の額は、利用の開始に関する工事費の額のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の契約ごとに2,000円（2,100円）とします。 (ア) メールアドレス数の追加に関する工事 (イ) メールセキュリティ機能に関する工事</p>				
(5) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始に関する工事（他社接続モバイルデータ通信利用回線及びモバイルアクセスを除きます。）</p> <p>イ ウェブ機能、ホスティング機能、携帯電話番号等認証機能、インターネット接続機能又は電子メール追加機能に関する工事</p> <p>ウ 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの電子メールの利用に関する工事</p>				

	<p>エ 次に掲げる契約に係る I P 通信網サービスの提供の開始により、D S L 回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限り）であって、その I P 通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、I P 通信網契約者からその旨の申出があり、その I P 通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事（リンク未確立状態となった I P 通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るもの）に限り適用します。</p>
(6) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
(7) モバイルアクセスに関する工事費の適用	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービス（モバイルアクセスに係るもの）の提供の開始に関する工事費として適用します。</p>

2 工事費の額

2-1 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続モバイルデータ通信利用回線）の提供の開始に関する工事費

区 分	単 位	工事費の額
タイプ6のコース1のプラン1及びコース2のプラン1	1の契約ごとに	2,700円 (2,835円)
タイプ6のコース2のプラン2及びコース3のプラン1	1の契約ごとに	3,000円 (3,150円)

2-2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（モバイルアクセスに係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費

区 分	単 位	工事費の額
モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るものに限ります。）に関する工事費	1の契約ごとに	2,500円 (2,625円)
モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸Xi契約に係るものに限ります。）に関する工事費	1の契約ごとに	3,000円 (3,150円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 移動無線装置使用料

1 適用

区 分	内 容
移動無線装置使用料の適用	当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6のコース2のプラン1、タイプ6-2及びタイプ6-3（コース1のメニュー1のプラン1に係るものに限ります。以下、第3表において同じとします。）に係るものに限ります。）の契約にあたって、移動無線装置使用料を適用します。

1 当社は、移動無線装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり移動無線装置の種別を定めます。

種別	内容
EMタイプ	Wi-Fiルータータイプ及びUSBタイプ以外のもの
Wi-Fiルータータイプ	1の2種契約（タイプ6-2又はタイプ6-3に係るものに限ります。）において、複数の自営端末設備と通信を行うことができるもの
USBタイプ	1の2種契約（タイプ6-2又はタイプ6-3に係るものに限ります。）において、1の自営端末設備と通信を行うことができるもの

2 当社又は当社が別に定める特定協定事業者は1の他社接続モバイルデータ通信利用回線又はモバイルアクセスにつき1の移動無線装置の提供に係る料金を適用します。

3 当社が別に定める特定協定事業者が移動無線装置（タイプ6のコース2のプラン1に係るものに限ります。）を配送し、その特定協定事業者が契約者の移動無線装置の受け取りを確認した日をもって、この移動無線装置の提供を開始した日とします。

4 当社が移動無線装置（タイプ6のコース2のプラン1に係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から移動無線装置使用料に規定する料金を適用します。

5 第2種契約者（タイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。）からの申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月から移動無線装置使用料に規定する料金を適用します。

6 第2種契約者（タイプ6のコース2のプラン1、タイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。）は当社が別に定める移動無線装置種別よりいずれか1つを選択することができます。

7 当社は、移動無線装置（タイプ6のコース2のプラン1、タイプ6-2及びタイプ6-3に係るものに限ります。）の提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

8 当社が別に定める特定協定事業者が移動無線装置を配送し、第2種契約者が受け取ることができなかった場合、移動無線装置使用料を適用しません。

(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。

2 移動無線装置使用料

区 分	内 容	料 金 額
EMタイプ	1台ごとに	700円（735円）

W i F i ルータータイプ（タイプ 6 - 2 に係るものに限ります。）	1 台ごとに	600円（630円）
W i F i ルータータイプ（タイプ 6 - 3 に係るものに限ります。）	1 台ごとに	934円（980.7円）
U S B タイプ（タイプ 6 - 2 に係るものに限ります。）	1 台ごとに	390円（409.5円）
U S B タイプ（タイプ 6 - 3 に係るものに限ります。）	1 台ごとに	700円（735円）

第 2 特定加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

区 分	内 容
屋内配線利用料の適用	<p>1 当社は特定加入者回線（DSL回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。</p> <p>ア 特定加入者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>2 屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>

2 料金額

月額

区 分	単 位	料 金 額
屋内配線利用料	1 の特定加入者回線ごとに	60円 (63円)

3 屋内配線の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
屋内配線の提供等に関する工事費	1 の工事ごとに	別に算定する実費